



# 島根県報

令和4年2月15日（火）

号外 第 1 5 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更（2件）

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 4

# 告 示

## 島根県告示第94号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年2月15日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
一般国道	432号	安来市広瀬町梶福留 2052番1地先から同 2051番1地先まで	前	メートル 8.77～ 24.43	メートル 328.78	災害防除工事 拡幅
			後	9.63～ 34.75	328.78	
〃	〃	安来市広瀬町梶福留 2051番1地先から同番 16地先まで	前	10.11～ 15.23	107.17	災害防除工事 拡幅
			後	12.25～ 33.89	107.17	
〃	375号	邑智郡美郷町長藤252番 地先から同地先まで	前	12.19～ 19.50	72.63	道路改良工事 拡幅
			後	15.80～ 19.66	72.63	
〃	〃	邑智郡美郷町長藤265番 1地先から同266番地先 まで	前	11.18～ 21.89	150.80	道路改良工事 拡幅
			後	19.02～ 24.00	150.80	
〃	〃	邑智郡美郷町長藤272番 1地先から同1077番8 地先まで	前	7.57～ 12.70	360.97	道路改良工事 拡幅
			後	10.45～ 15.06	360.97	

## 島根県告示第95号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年2月15日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
県道	須川谷日原線	鹿足郡津和野町日原110番5地先から同地先まで	前	メートル 9.19～ 30.36	メートル 31.00	道路改良工事 拡幅
			後	12.72～ 30.36		
〃	〃	鹿足郡津和野町日原110番5地先から同地先まで	前	12.00～ 25.04	69.20	益田県土整備 事務所津和野 土木事業所 道路改良工事 拡幅
			後	12.00～ 29.24		
〃	〃	鹿足郡津和野町日原107番3地先から同110番2地先まで	前	15.00～ 25.27	24.43	道路改良工事 拡幅
			後	20.23～ 32.23		

## 島根県告示第96号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年2月15日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	431号	出雲市園町2566番4地先から同町91番5地先まで	メートル 165.50	令和4年 2月28日	出雲県土整備 事務所	
県道	甲田作木線	邑智郡邑南町上田886番3地先から同958番1地先まで	190.40	令和4年 3月1日	県央県土整備 事務所	
〃	仁摩邑南線	邑智郡川本町大字川内661番1地先から同地先まで	124.10	令和4年 2月15日		
〃	久利五十猛停車場線	大田市久利町佐摩口295番2地先から同市大屋町鬼村161番1地先まで	520.00	令和4年 2月22日	県央県土整備 事務所大田事 業所	